

# 新潟市立小中学校の適正配置について

## 中 間 報 告

(案)

新潟市立学校適正配置審議会

## 目 次

1	はじめに	1
2	新潟市の現状	2
	(1) 児童生徒数と学校数	2
	(2) 学校規模	3
	(3) 通学の状況	3
	(4) 教職員配置数	4
	(5) 中学校の部活動	5
3	学校配置の課題	5
	(1) 少子化の進展	5
	(2) 学校規模のメリットとデメリット	6
	(3) 通学区域	7
4	適正配置の基本的な考え方	8
	(1) 適正配置の必要性	8
	(2) 基本的な事項	8
	学校と地域の協働・協創	8
	通学距離・方法	9
	学校規模	9
	学級編制	9
	(3) 適正規模	9
	適正規模の考え方	9
	新潟市の適正規模	11
	小規模校と大規模校	11
	(4) 学校再編	12
	学校再編の考え方	12
	学校再編案の検討	13
	学校再編で配慮する事項	14
5	適正配置審議会のスケジュール	14
6	参考資料	
	(1) 小中学校の配置図	15
	(2) 小中学校の学級数別一覧表（平成20年・26年）	17
	(3) 学校適正配置関連法令	19
	(4) 第9次新潟市立学校適正配置審議会委員名簿	22

## 1 はじめに

いま新潟市は、本州日本海側初の政令指定都市として新たな歩みを始めています。

教育の分野では、国の教育改革に先駆けて策定した「新潟市教育ビジョン」に基づいて、学校と社会教育機関、地域住民や家庭、地域で活動する団体・企業などが連携し一体となって進める「学・社・民の融合による教育」に取り組んでいます。

学校教育では、確かな学力と体力を身につけ、能力と個性を磨くことにより、自分に自信をもち、国際社会の一員として自覚と責任をもって世界と共に生きることができる、心豊かな子どもを育むことを目指しています。

この目標を達成するために、地域と学校パートナーシップ事業など学校が保護者や地域の皆さんと連携する仕組みづくりをはじめ、家庭での学習習慣の定着と読書活動の推進、食育や体験活動の充実といった新しい取り組みも行っています。

こうした中で、本市の児童生徒数が長期間減少し続けており、この傾向が今後も継続するものと見込まれ、教育効果の向上と教育環境の整備を図る上で、学校の適正配置が大きな課題となっています。

本審議会は、児童生徒数の増減に伴う学校の適正配置について、これまで数次にわたって答申してきましたが、このたびは、少子化の進展と14市町村の合併、そして政令指定都市への移行を背景に、全市的な視点からの、市立小中学校の適正配置のあり方について、諮問を受けました。

児童生徒数の推移と学校の状況を調査し、適正規模や適正配置を図る範囲など、今後の適正配置についての基本的な考え方について、5回にわたって議論を進め、この中間報告（案）をまとめました。

「適正配置の基本的な考え方」は、少子化が進展する中で次代を担う子どもたちのために、充実した教育環境を継続的に確保するとともに、旧市町村の枠組みの中で考えられた学校配置から、新潟政令市としてのあたらしい考え方による学校配置に転換しようとするものです。

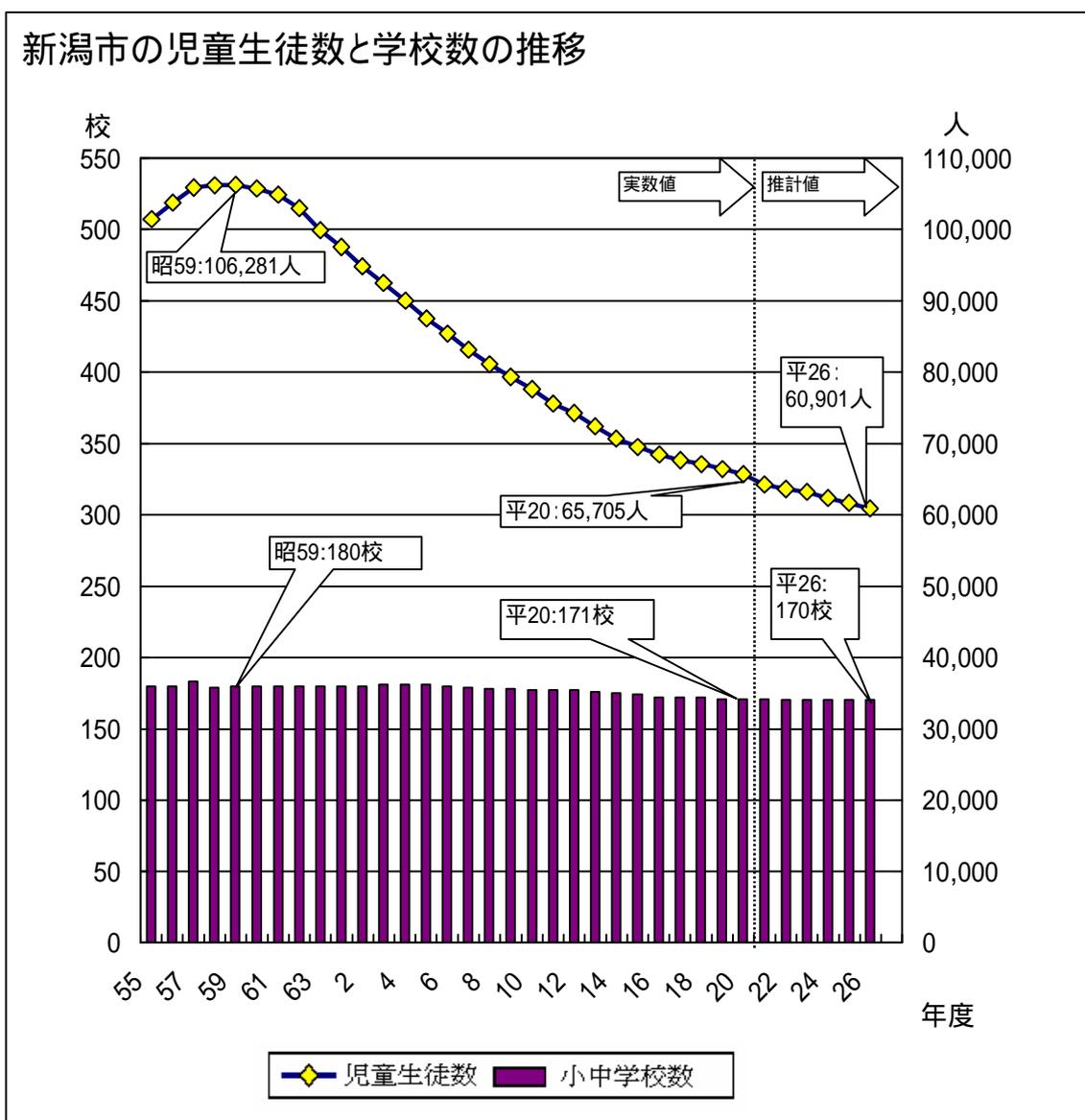
この中間報告（案）について、パブリックコメントにより、市民の皆さんのご意見をお寄せいただき、さらに適正配置の具体的な議論を深めながら、最終的な答申に向けて検討を行っていきたいと考えています。

## 2 新潟市の現状

### (1) 児童生徒数と学校数

新潟市の児童生徒数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）に生まれた子どもたちが小学校4年生から中学校1年生になる昭和59年に約10万6千人であり、その後は社会状況の変化の下、さまざまな要因で減少し、平成20年には約6万6千人になっています。

この間に児童生徒数は約4万人、学校数は9校減少し、1校あたりの平均児童生徒数は、昭和59年の約590人から平成20年には約380人になり、約210人減少しています。



## (2) 学校規模

平成20年度では、小学校は24学級以下、中学校は18学級以下の学校がほとんどです。小学校では11学級以下の小規模校と12学級以上24学級以下の適正規模校はほぼ同数となっています。中学校は9学級以上18学級以下の適正規模校が8学級以下の小規模校のほぼ2倍となっています。

平成26年度の推計では、小学校は平成20年度と同じ傾向がみられますが、中学校は適正規模校が5校減り、8学級以下の小規模校と19学級以上の大規模校が増加しています。

規模別学校数

( )は各年度における割合(%)

		平成20年度			平成26年度推計		
小学校	学級数	小規模 (~11)	適正規模 (12~24)	大規模 (25~)	小規模 (~11)	適正規模 (12~24)	大規模 (25~)
	校数	53 (46.5)	52 (45.6)	9 (7.9)	54 (47.8)	51 (45.1)	8 (7.1)
中学校	学級数	小規模 (~8)	適正規模 (9~18)	大規模 (19~)	小規模 (~8)	適正規模 (9~18)	大規模 (19~)
	校数	17 (29.8)	38 (66.7)	2 (3.5)	20 (35.1)	33 (57.9)	4 (7.0)

(平成20年9月現在)

## (3) 通学の状況

本市の児童生徒のほとんど(児童約97%、生徒約74%)が徒歩で通学をしており、徒歩通学でない中学生のほとんど(約25%)は自転車通学をしています。

小学校の徒歩での最長距離は4.2km、中学校では徒歩で4.0km、自転車は8.5kmです。

小中学校通学最長距離

(km)

行政区	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
小学校徒歩	3.0	3.2	2.5	3.5	3.5	4.2	3.7	3.7
中学校徒歩	3.2	3.8	2.7	4.0	3.0	2.2	3.8	1.0
中学校自転車	5.2	5.5	3.5	5.5	6.7	5.0	6.8	8.5

(平成20年7月現在)

スクールバスは、統合により通学区域が広がった地域などで、徒歩または自転車通学が困難な一部の地域で運行されています。

スクールバスの運行校数 (校)

行政区	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
小学校	3	0	0	2	1	6	1	2	15
中学校	1	0	0	1	2	3	0	1	8

(平成20年7月現在)

(4) 教職員配置数

新潟市の教職員配当基準は、国の標準により新潟県が定めています。

校長、教頭のほか学級数に応じた教員が配置され、さらに学校の規模に応じて級外の教員が配置されます。

学校規模による一般的な配置は、以下のとおりです。

教職員配置数 (小学校)

学級規模	6学級		12学級		18学級		24学級	
教職員 配当基準	校長	1	校長	1	校長	1	校長	1
	教頭	1	教頭	1	教頭	1	教頭	1
	担任	6	担任	12	担任	18	担任	24
	級外なし		級外	1	級外	1	級外	2
合計	8		15		21		28	

教職員配置数 (中学校)

学級規模	6学級		9学級		12学級		18学級	
教職員 配当基準	校長	1	校長	1	校長	1	校長	1
	教頭	1	教頭	1	教頭	1	教頭	1
	担任	6	担任	9	担任	12	担任	18
	級外	3	級外	5	級外	6	級外	10
合計	11		16		20		30	

## (5) 中学校の部活動

中学校における部活動の状況を、学校規模と部活動の平均数で見ると、8学級以下の学校では、運動系で2～4種類、文科系で1～2種類中から選択できます。

学校規模が9学級以上18学級以下になると、選択できる部活動の種類が多くなり、運動系で6～7種類、文科系は4種類程度から選択できるようになります。

中学校の学校規模別部活動数 (部)

学校規模	5学級以下	6～8学級	9～18学級	19学級以上
運動系男子	3.1	3.8	7.1	9.0
運動系女子	2.4	3.5	6.4	8.5
文化系	1.8	1.6	3.8	4.5
平均部活数	7.3	8.9	17.3	22.0

(平成20年7月現在)

## 3 学校配置の課題

### (1) 少子化の進展

新潟市の児童生徒数は、長期間にわたり毎年減少しています。平成20年の児童生徒数は約6万6千人ですが、平成26年推計では約6万1千人になり6年間で約5千人減少する見込みです。1校あたり平均で、約30人減少することになり、市全体として学校も小規模化が進みます。

これまでの推移から、児童生徒数の減少傾向は今後も継続すると考えられ、小規模校も増加していくものと予想されます。

このような状況の中で、地域と行政が協働してできるだけ公平で良好な教育環境を確保していくことが必要になります。

## (2) 学校規模のメリットとデメリット

市全体で少子化とともに小中学校の小規模化が進行しています。また、少数ですが大規模校もあります。

教育効果や学校運営の面から望ましい学校規模を検討するため、以下に小規模校、大規模校のメリットとデメリットをまとめてみました。

この表から、小規模校のメリットは大規模校ではデメリットであることや、同じ事柄でも見方や考え方によってメリットとデメリットが入れかわるように考えられます。

小規模校、大規模校それぞれにメリット、デメリットがある中で、子どもたちにとって良好な教育環境を整えていくことが必要です。

	メリット	デメリット
小規模校	<p>子どもの数が少ないため、先生が目がよく行き届く。</p> <p>人数が少ないので、温かみのある教育ができる。</p> <p>学校と地域のつながりが強いので、地域と一体となった教育がやりやすい。</p>	<p>成長の中で場面に応じてさまざまな人間関係の経験を得る機会が少ない。</p> <p>人数が少ないので集団の中で役割が固定化されやすいので、社会性など人間形成の可能性が少なくなりがちになる。</p> <p>子ども同士の競い合いが少ないため、向上心が育ちにくい。</p> <p>中学では選べる部活動の数が少なくなるため、希望する種目がない場合がある。</p> <p>中学校では、各教科ごとの専門の教員が配置できないことや一人の教員が複数の学年を受け持つことがある。</p> <p>PTAなどの役員や学校行事などでは、保護者の負担が大きい盛り上がりがないことがある。</p> <p>図書館の本の冊数や種類が少ない。</p> <p>1学年に1学級になると学級編制ができなくなる。</p>

<p style="text-align: center;">大規模校</p>	<p>子どもたちがさまざまな場面で互いに競い合い、そのことで成長できる。</p> <p>中学校では部活動の種類が多く、活動内容も活発で達成感が得られやすくなる。</p> <p>中学校では教科ごとに複数の先生がいて、多くの先生に出会うことができる。</p> <p>学級編制替えができ、いろいろな人間関係が経験できる。</p> <p>班編成やクラス対抗の競い合いができ、力を合わせて得られる喜びを経験できる。</p> <p>学級編制替えがいじめなどのひとつの解決策となることもある。</p> <p>PTA役員や学校行事などでは、教員や保護者の負担が小さい。</p>	<p>人数が多すぎると関わりの少ない児童生徒や教職員がいて、互いの関係性が希薄になりやすい。そのため教職員が全児童生徒のことを深く理解するのが難しい。</p> <p>発表や学校行事などで活躍の場が少なくなることがある。</p> <p>人数が多いために、落ちつきがない環境になりやすく、そのためにストレスを受けやすくなる。</p> <p>教職員も多くなるので、情報の共有化や意思疎通を図ることが難しい。</p> <p>保護者の相談が多くなり、内容も多様化するため、限られた教職員では対応が難しくなりやすい。</p> <p>学級数が多くなると特別教室が少なく使用する時間の調整が難しくなることがある。</p>
---	--	--

### (3) 通学区域

新潟市は通学区域を、学校の規模や通学の距離・安全性をはじめ、歴史的な経緯や河川などの地理的な条件に加え、自治会などの地域活動にも考慮して設定しています。

現在の新潟市の通学区域は、旧市町村の区域ごとに設定されており、最長の通学距離が1 km未満の小さい校区の学校がある一方で、8 km以上ある大きい校区の学校もあるなど、通学区域の状況はさまざまです。

#### [学校選択制と一貫教育、小中一貫校について]

新潟市では、市域全体を対象とした学校選択制は実施していませんが、学区外就学制度の中で学校を選べる制度として「地域的学区外就学」を一部の地域で認めています。

本審議会では学校の適正配置を検討する上で、学校選択制について、現在の新潟市の制度（「地域的学区外就学」）の中で行うこととします。

また中学校区ごとに小中学校共通の「目指す子ども像」を設定し、小中一貫教育を進めており、小中一貫校など新しい試みもあります。

それらの状況により必要がある場合には、それぞれの通学区域についても検討することとします。

## 4 適正配置の基本的な考え方

### (1) 適正配置の必要性

新潟市の小中学校は、学級数による学校の適正規模や通学の距離と安全性、歴史的な経緯などのさまざまな視点から、子どもたちのためにより良い教育環境を確保できるよう検討を重ね、地域の合意のもとで配置しています。

新潟市全体の児童生徒数は、少子化や社会状況の変化などさまざまな要因によって長期にわたり減少し続けており、この傾向は今後も継続していくものと考えられます。

少子化が進行する地域では、学校の小規模化がさらに進展する一方、宅地開発によって一時的に児童生徒数が急増する地域もあります。

このような社会環境の変化に対応して、これまでと同様に教育や学校運営を効果的に行うためには、小中学校の配置を継続的に見直し、地域の皆さんと協議を尽くしながら学校の適正配置を図っていく必要があります。

### (2) 基本的な事項

#### 学校と地域の協働・協創

新潟市は教育ビジョンに基づいた教育を進めており、「学・社・民の融合」による人づくり、地域づくり、学校づくりを教育行政として総合的に進めています。

学校教育では、学校行事や学習活動、子どもふれあいスクールなどさまざまな活動に地域や保護者、地域団体の皆さんに参画・協力をいただいています。

現在の校区がそれぞれの歴史的経緯に基づいていることや、地域のまちづくりを進める地域コミュニティ協議会などさまざまな地域団体が、小学校区や中学校区を単位としていることなどから、本審議会としては、適正配置を考える上で、現在の小学校区、中学校区を基本として考えることとします。

なお、それぞれの地域で適正配置を行う場合には、学校を支えてくださる地域や保護者、地域団体の皆さんと協働してより良い教育環境を創ることが必要です。

## 通学距離・方法

国の通学基準は、小学校 4 km 以内、中学校 6 km 以内となっています。

小中学校はなるべく歩いて通学できる距離が望ましいと考えますが、適正配置により通学の距離が長くなる場合は、通学の安全・安心について特に配慮する必要があります。

## 学校規模

国と新潟県は学校規模を学級数で表しており、小中学校の標準学級数は 12 学級以上 18 学級以下としています。

本審議会では、学校規模を普通学級数で考えることとし、新潟市としての「適正規模」を定めることにします。

## 学級編制

小中学校の学級編制は国の標準である 40 人学級をもとに、新潟県が 1 学級の児童生徒数を設定しており、小学校 1, 2 年生では 1 学級 32 人以下、小学校 3 年生以上と中学生は 1 学級 40 人以下で編制することになっています。

また、小学校 3～6 年生では国語と算数の授業で 32 人以下の授業ができるよう、中学校 1～3 年生で 1 学級 34 人以上の学校に数学・英語の少人数学習が実施できるよう教員を配置するとしています。

本審議会では、国と新潟県が定めている現行の学級編制制度の下で適正配置を考えることにしますが、学級の人数は教育の効果や学級活動の面で大事な要素と考えますので、1 学級の人数が 40 人の学級について、必要な場合は 40 人未満になるよう行政努力を求めます。

## (3) 適正規模

### 適正規模の考え方

子どもたちは、ある程度の人数がいて多様な人間関係がある環境の中で揉まれ、互いに成長していくことが望ましいと考えます。

また、公教育を行う上で、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を創ることが大切です。

学校規模によりメリットとデメリットが考えられますが、同じ事柄でも視点によってメリットにもデメリットにもなることがありますので、さまざまな視点から検討して、教育効果を期待できる小中学校の適正な規模を考える必要があります。

#### [教育環境]

小規模校は温かみのある教育ができる良い印象がありますが、ずっと同じ人間関係で、高校に入ってから人間関係に悩むケースもあることから、学級編制替えのできる学級数がいいという考えがあります。

大規模校では、落ち着いて教育を受けられなかったり、ストレスを受けやすいなどの情緒面の心配があります。

中学校では、小学校で出会えなかった同じ年頃や先輩、先生との関わりの中でさまざまな場面における対応の仕方や社会性を身につけることが大切です。

小さすぎず、大きすぎず、ある程度の人数がいて、競い合うことができ、子どもたちも先生も互いに顔が分かるくらいの規模が望ましいと考えます。

#### [指導体制]

小規模校では、教員の数が少ないために教員の事務量が増え、子どもと向き合う時間が少なくなります。

大規模校は、児童生徒、教職員の人数が多くなりすぎるとお互いの関係が希薄になりやすく、深く理解することが難しくなります。

このようなことから児童生徒と教職員が向き合い、よく理解できる学校規模が望ましいと考えます。

また、中学校では部活動を通して築かれる人間関係の大切さや、達成感が得られるよう、ある程度的人数がいて、子どもが自分の意思で自由に選択できる部活動の種類があるといいと考えます。

#### [学校運営]

1学年に複数の学級があると教員の間で相談や研究ができますが、学校規模があまり大きくなると教員間の連絡がうまくいかなくなるなど課題もあります。

小規模の中学校では、専門の教員が配置されない教科ができる場合がありますので、なるべく全教科に教員を配置できる規模が望ましいと考えます。

## 新潟市の適正規模

本審議会では「新潟市の適正規模」を定めませんが、全市の小中学校を必ず「新潟市の適正規模」にするためのものではなく、「目安」にすることとします。

### 小学校の適正規模

**小学校の適正規模を 12 学級以上 24 学級以下 とします。**

小学校においては、互いに学びあうことができ、子どもたちの人間関係が固定化しないよう学級編制替えができることを考慮すると、各学年 2 学級以上になることから 12 学級以上が適正です。

子どもたちを通じての親同士の関わりを考えると、多様な活動を通じていろいろな人と触れ合うことができ、地域のつながりが深まることが期待できます。また、各学年 4 学級となる 24 学級までは、学校運営上適正と考えます。

### 中学校の適正規模

**中学校の適正規模を 9 学級以上 18 学級以下 とします。**

9 学級あると、技能教科の各教科にも 1 人ずつ教員が配置でき、教員間の協力も円滑に行えます。

また、この規模になると多様な部活動を選べることで、部活動を通して築かれる人間関係の大切さや達成感などを得る機会が広がる可能性があります。

各学年 6 学級以下になる 18 学級以下であれば、生徒と先生の顔がお互いに分かり、適切な教育や、学校運営も円滑に行うことができます。

### 小規模校と大規模校

適正規模に達しない学級数の学校を小規模校とし、学級数を超える学校を大規模校とします。

小学校の 小規模校は 11 学級以下  
大規模校は 25 学級以上 とします。

中学校の 小規模校は 8 学級以下  
大規模校は 19 学級以上 とします。

今後の審議にかかる部分

## (4) 学校再編

### 学校再編の考え方

学校は、地域に開かれ地域の皆さんに支えられて協働で教育を行う場であり、文化や伝統を育む地域づくりの場でもあります。

これからの少子化の進行に対応して良好な教育環境を創るためには、学校の適正配置を進めていく必要がありますが、これまで積み重ねてきた歴史に基づいた現在の通学区域を単位として、地域の皆さんと協働してあたらしい教育環境を創っていくことが重要です。

本審議会では、教育効果や指導体制、学校運営などの視点から、学校規模の目安として「新潟市の適正規模」を決定し、この範囲以外の学校を小規模校と大規模校に区分しました。

本来、全市のすべての小中学校が「新潟市の適正規模」であることが望ましいと考えます。

適正規模の範囲にない学校の適正規模化には、小規模校の統合や、大規模校の分離、通学区域の変更などの学校再編の方法があります。

しかし、学校再編は大変大きな課題ですから、どの方法であっても地域の皆さんから理解と納得をいただくまでに、長い時間とたいへんな負担がかかります。

小規模校や大規模校になったばかりの学校や一時的になった学校の保護者や地域の皆さんに、学校再編を行う必要性について納得していただくことは、相当困難であると思います。

また一方では、複式学級になる学校が増えていくと見込まれ、その解消は必要性和緊急性が特に高い課題です。

このようなことから本審議会では、学校再編を検討する基準をつくり、小規模校大規模校の中から緊急性が高い範囲を設定して、再編案を作成し地域と協議に入るスタートラインとすることにしました。また複式学級など特に緊急性の高い学校については、再編を強く進めたいと考えています。

小中学校の再編は、地域との関係や歴史的な経緯が大切な要素になりますので、たとえ小規模校大規模校であっても、地域の総意として現状維持を選択されることもあると考えます。また別の再編案を示されたり、再編案を作成しなかった地域から再編の要望があることも考えられます。このような場合には、柔軟に対応していく必要があります。

## 学校再編案の検討

本審議会では、小規模校と大規模校を中心に学校再編案を検討します。学校規模の区分ごとの検討する範囲は、以下のとおりとします。

### [ 適正規模校の検討基準 ]

12学級以上24学級以下の小学校と9学級以上18学級以下の中学校は適正規模で適正配置の状態にありますので、適正規模校をもとに学校再編案を検討することはしません。

具体的な検討にあたっては、少子化が進展する中で小規模校になることを心配する地域からの要望がある場合や、他校の適正配置を行うための相手方になる場合は検討することとします。

### [ 小規模校の検討基準 ]

小規模校はすべて検討することとします。具体的な検討にあたっては、特に、小学校では全学年で1学級となる6学級以下の学校と、中学校では1学年で1学級となる5学級以下の学校を重点的に検討し、統合を進めることとします。

さらに、複式学級がある学校や将来複式学級になると見込まれる学校は、統合を強く進めます。

また、主要な校舎が老朽化しているため、大規模な改修や建て替えが予定されている場合は、重点的に検討することとします。

### [ 大規模校の検討基準 ]

大規模校はすべて検討することとします。具体的な検討にあたっては、特に分離後の学校が長期間適正規模であることが明白な31学級以上の学校で学校再編について地域から要望がある場合は、重点的に検討することとします。

### [ その他の検討基準 ]

統合や分離新設は、子どもたちや学校、地域に大きな負担がかかります。このような場合、短期間で過大な負担とならないよう地域からの要望がある場合以外は、相当の期間あらたな学校再編の検討は行わないこととします。

また、建て替えから相当の期間も、国庫補助金の返還が生じますので、検討しないこととします。

## 学校再編で配慮する事項

学校再編は、地域の納得と協働ではじめて実現できるものです。

地域の総意をつくり、子どもたちにとってより良い教育環境を創り上げていくためには、参画する保護者や地域の皆さんにはたいへんな負担をかけることになりますから、特に行政側の積極的な情報提供が必要です。

また適正配置を実施することにより、徒歩での通学が困難になる事例が多くありますので、安全な通学を確保するために地域との連携やスクールバスの運行などに配慮する必要があります。

## 5 適正配置審議会のスケジュール

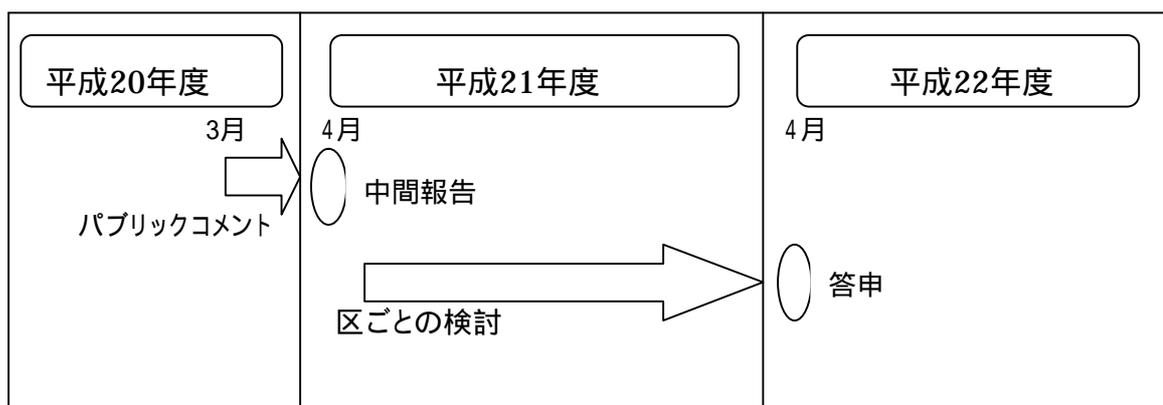
これまで審議した内容をまとめて「適正配置の基本的な考え方」として中間報告（案）としました。

今後はこの中間報告（案）に対してパブリックコメントを行い、いただいた意見を参考に中間報告をまとめます。

次に、中間報告の基本的な考え方をもとに、各区ごとに具体的な再編案を検討し、平成22年度に答申を行う予定です。

本審議会の答申を受けて、新潟市教育委員会が実際の配置計画を策定していきます。

### スケジュール



## 参 考 資 料

- ( 1 ) 小中学校の配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- ( 2 ) 小中学校の学級数別一覧表（平成 20 年・26 年）・・・・・・ 1 7
- ( 3 ) 学校適正配置関連法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- ( 4 ) 第 9 次新潟市立学校適正配置審議会委員名簿・・・・・・・・・・ 2 2